

# 川崎市立柿生小学校いじめ防止基本方針

学校教育理念 **自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子どもの育成**

## 1 令和6年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育21

- 学校教育目標
- 1 強くたくましい子ども
  - 2 心の豊かな子ども
  - 3 深く考える子ども

- 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力の育成
- 他者を尊重し、多様性を認め合い、思いやる力の育成
- 知識や技能、創造力や表現力など、多彩な資質や能力、個性を伸ばし、社会に貢献できる力の育成

- 学校経営方針 【地域に信頼される開かれた学校】
- 1 子どもの主体性を大切にし、一人一人が輝く学校
  - 2 健康な体と豊かな心を育てる学校
  - 3 意欲的に学習に臨み、学ぶことが好きになる学校

- めざす子ども像
- 1 健康・安全に気をつけ、たくましい子
  - 2 多様性を認め合い、思いやりのある子
  - 3 自ら学び、自ら考え、自ら行動する子

### 中期 学校経営目標（5年目標）

<p>① 問題解決学習と確かな学力の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的・基本的な知識及び技能の習得と確かな学力の定着</li> <li>・知識・技能を活用し、問題解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成</li> <li>・他者との情報共有、対話や議論など、学び合う楽しさや喜びの醸成</li> <li>・社会的自立に必要な能力や態度の育成と ICT を活用した新たな学習形態の推進</li> <li>・SDGs 等、今日的な課題への探求</li> <li>・生活科・総合的な学習の充実</li> <li>・教職員の指導力向上</li> </ul>	<p>② 社会性の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重教育・道徳教育の充実</li> <li>・インクルーシブ教育の理念を踏まえた支援体制の充実</li> <li>・共生*共育や効果測定によるいじめ・不登校の未然防止</li> <li>・子ども一人一人を大切にした教育相談体制の充実</li> <li>・感受性の醸成</li> <li>・異校種連携の推進</li> </ul>	<p>③ 特別活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自分で創り出す学校生活</li> <li>・委員会・クラブ・各種行事の主体的活動の推進と表現活動の充実</li> </ul> <p>④ 健康・安全の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体力向上と健康づくり</li> <li>・安全教育の徹底と危険回避能力の醸成</li> </ul>	<p>⑤ 地域に開かれた学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、学年、学級の教育計画、取り組み、成果、課題等の情報発信</li> <li>・学校だより、学年だより等、学校教育活動の広報とHPの充実</li> <li>・家庭との連携の推進</li> <li>・学校運営協議会(コミュニティースクール)の充実</li> <li>・学校関係者評価の充実</li> <li>・学校評価の公表</li> </ul>
---	---	--	---

### 短期 学校経営目標（今年度の重点目標）

学校・家庭・地域 **オール柿生のウェルビーイングの実現**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の授業力向上と確かな学力の育成</li> <li>・校内研究の充実・外国語活動の充実</li> <li>・キャリア在り方生き方教育・ICTの活用授業</li> <li>・地域教育力を生かした体験活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重教育・インクルーシブ教育・道徳教育の充実</li> <li>・いじめ不登校の未然防止の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会活動や各種行事の充実</li> <li>・体力向上の推進</li> <li>・健康教育や防災教育の充実</li> </ul>
--	--	---

### 重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科のねらいや特性にふれた学習活動</li> <li>・指導体制の工夫と言語活動の定着</li> <li>・知識技能を活用した思考力・判断力表現力の育成</li> <li>・話し合い活動やプレゼンテーション力の育成</li> <li>・生活科・総合的な学習の充実</li> <li>・社会的自立に向けたキャリア在り方生き方教育</li> <li>・電子黒板やタブレット等 ICT 機器の効果的活用</li> <li>・情報活用能力や情報モラルの育成</li> <li>・外国語活動、道徳、食育など職員研修の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重教育やインクルーシブ教育・道徳教育の充実</li> <li>・共生*共育プログラムや効果測定によるいじめや不登校の未然防止の推進</li> <li>・教育相談体制の充実</li> <li>・異校種連携の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のよさを感じる学校生活</li> <li>・誰もが活躍し、安心できる集団</li> <li>・成就感や達成感のもてる活動</li> <li>・児童会活動の活性化</li> <li>・体力向上の具体的手立ての構築</li> <li>・基本的な生活習慣の定着</li> <li>・教育環境の安全管理</li> <li>・「自分の命は自分で守る」安全教育の充実</li> </ul>
--	--	--

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

## (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関りのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるよう

な結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

● いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の児童への指導

● はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

● いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

● 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

● いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

● 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

★児童が自殺を企図した場合

★身体に重大な傷害を負った場合

★金品等に重大な被害を被った場合

★精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、総括教諭

学年主任（1年）（2年）（3年）（4年）（5年）（6年）（学習室）

支援教育コーディネーター、養護教諭

巡回スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー【麻生区担当】→要請による派遣

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO・教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・相談室窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）
  - 1年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
  - 2年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
  - 3年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
  - 4年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
  - 5年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
  - 6年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
  - 学習室・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）
- ・巡回スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童支援チームとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・（支援教育 CO）
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO・教務主任）

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市いじめ防止基本方針」の確認と共通理解</li> <li>・本校の「いじめ防止基本方針」の確認と児童指導・児童理解の引継ぎ (Co が学年会へ)</li> <li>・児童指導及び児童理解に関する全教職員の共通理解 (Co や養護教諭より全教職員へ)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ未然防止について共通理解</li> <li>・第1回効果測定による児童理解</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・集約</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 (学年会)</li> <li>・保護者との個人面談における情報の収集</li> <li>・キャリア在り方生き方教育について(キャリアパスポートの記入について)</li> </ul> <p><b>【児童生徒指導 点検強化月間】の取組</b> (具体的な内容→児童指導研修会を開き、指導・支援を要する児童についての報告や対応の仕方など、共通理解を図る。)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート結果を受けての担任による児童面談</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 (職員会)</li> <li>・いじめ防止対策、自殺予防教育に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・いじめ未然防止についての共通理解</li> <li>・第2回効果測定による児童理解</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・集約</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・SOSの出し方・受け止め方教育の実施</li> <li>・キャリア在り方生き方教育について(キャリアパスポートの記入について)</li> </ul> <p>】 (学年会)</p> <p>・<b>【いじめ防止標語づくり】全校での取組</b></p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート結果を受けての担任による児童面談</li> <li>・保護者との希望制個人面談による情報収集</li> <li>・いじめ防止標語の教室内掲示。クラス代表標語を校内に掲示する。</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 (職員会)</li> <li>・第3回効果測定による児童理解</li> </ul>
2	<p><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b> 今年度の学校体制やシステム等をふり返り、次年度に向けて対応策を検討 年間を通しての児童の状況や研修の在り方についてふり返る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> <li>・キャリア在り方生き方教育について(キャリアパスポートの記入について)</li> <li>・いじめ未然防止について、今年度の各クラスの状況について共通理解を図る。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認</li> <li>・体罰についての聞き取り及び職員研修</li> <li>・児童指導についての報告会</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・集会(柿生っ子タイム)での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動
- ・児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動による人間関係の形成(共生共育、人権週間)
- ・代表委員会におけるいじめ防止、安心安全な学校生活のための話し合い
- ・各委員会による朝会や校内放送でのいじめ防止や安全な過ごし方に関する自主的な呼びかけ

#### [交流活動の活性化]

- ・委員会活動やクラブ活動による異学年交流
- ・ふれあい活動、柿生っ子タイム、ふれあい給食、校外美化活動による異学年交流
- ・委員会活動(あいさつ運動、ハイタッチ運動)
- ・異学年手紙交流
- ・小中連携活動(授業公開・研究協議会)
- ・町内会、子ども会など地域行事での交流活動
- ・地域教育会議での活動(子ども教育会議等)
- ・地域老人会との交流(1年昔遊び、4年福祉 アルナ園訪問)
- ・地域人材との交流  
(柿小フェスタでの茶道体験やおはなしのくに、寺子屋 GET、総合型地域スポーツクラブGET)

#### [啓発活動]

- ・年間テーマの設定、掲示
- ・いじめ防止標語やポスターの作成と掲示、いじめ撲滅キャンペーンの実施
- ・メール、SNSトラブル、ネットトラブル防止のための学習を系統的に実施(携帯電話出前授業 等)

### 保護者(PTA活動)や地域住民の取組

[保護者の取組] 広報紙での呼びかけやSNSトラブル、ネットトラブル防止の成人学級の開催等

[地域の取組] 地域での見守り活動及び学校運営協議会(コミュニティースクール)の活性化

### 教職員の取組

- ・児童理解及びいじめ早期発見につなげるための定期的なアンケートやチェックシートの実施(いじめアンケート、効果測定)と個別面談
- ・児童のわずかな心の変化を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めるための研修の実施(人権研修、情報モラル研修)
- ・授業以外での児童の言葉づかいをはじめ、行動、表情、視線などの様子をきめ細やかに観察するとともに、児童との信頼関係構築やコミュニケーションのための、挨拶運動の実施
- ・いじめ防止のための友達同士のかかわりあい方など、朝会等で周知